

基金情報

No. 89

平成21年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

| 事項 | 5月末数 | 対前月増減数 | 事項 | 5月末数(累計) |
|-------------|------------|--------|-----------------------|-----------------------|
| 事業所数(件) | 239 | 1 | 年金掛金 | 調定額(円) 152,296,006 |
| 加入員数(人) | 男子 5,008 | -3 | | 収納額(円) 150,727,246 |
| | 女子 2,295 | -4 | | 収納率 98.97% |
| | 計 7,303 | -7 | 事務費掛金調定額(円) 6,701,754 | |
| 平均標準給与月額(円) | 男子 338,977 | -485 | 資産運用 | 信託資産額(時価) 248億0,010万円 |
| | 女子 226,674 | -54 | | 修正総合利回り 9.23% |
| | 計 303,685 | -322 | | ベンチマーク差 0.66% |
| 受給者数(人) | 5,978 | 65 | 慶弔金の支給件数・金額 | 17件39万円 |
| 平均年金額(円) | 496,314 | 851 | 年金相談件数 | 115件 |

通達関係 「延滞金の取扱いについて」

平成21年6月26日付で「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通知の改正について」が発出されました。

「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、厚生年金保険法が平成22年1月1日付で改正施行されます。

改正内容

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納期限から一定期間軽減する措置を講じたもの。

改正のポイント

社会保険の保険料等における延滞金の取扱い
* 督促状による納付指定期限までに納めれば延滞金は不要

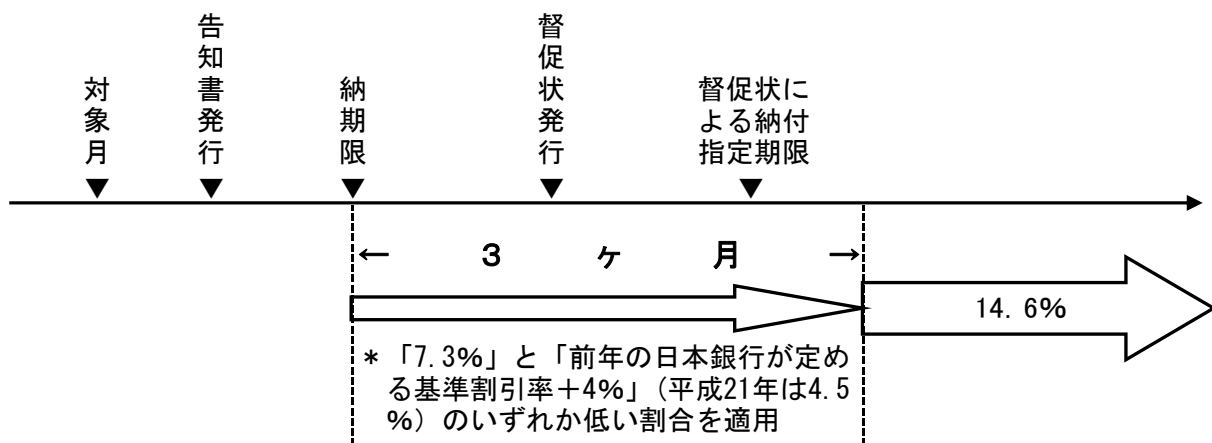
【現行の取扱い】

毎月の保険料を翌月末までに納付することとなっている。
保険料を納期限までに納付しない事業主については、督促状が送付され、その督促状の指定した期限までに納付しない場合には、保険料額につき年14.6%の割合で納期限の翌日から納付の前日までの日数によって計算された延滞金を支払わなければならない。

【変更後の取扱い】

納期限から3ヶ月の延滞金利率は、年7.3%と軽減されます。
ただし、当面の間、年7.3%とされた延滞金利率と、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」の割合(平成21年は4.5%)のいずれか低い割合を適用する。
なお、平成22年1月1日以後に納期限が到来する分(平成21年11月分の保険料)から適用されます。

(改正後：図) * 督促状による納付期限までに納めれば延滞金は不要



基金の取扱

改正後の法に準じた取扱いとなります。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～

連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。

年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。

事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。

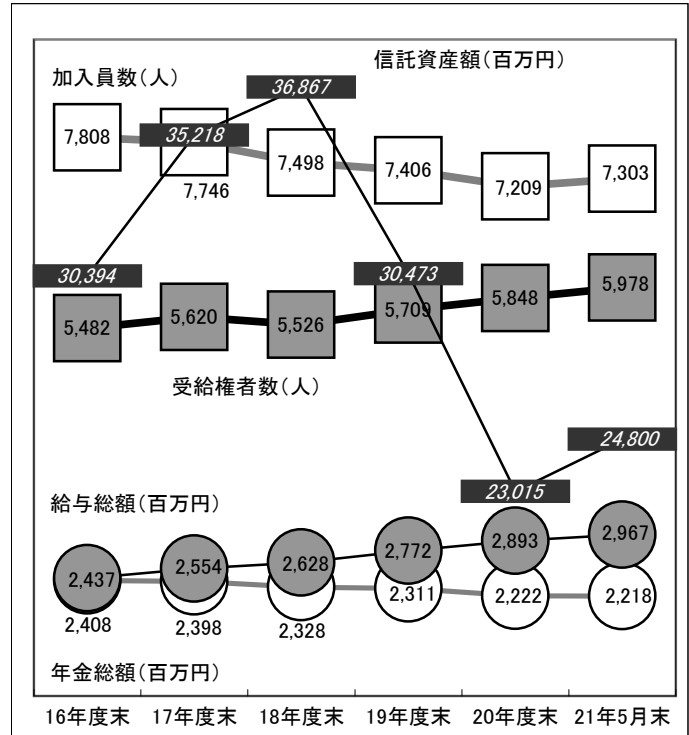
詳しくは当基金までお問合せください。

***6月分の掛金納入期限は、7月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

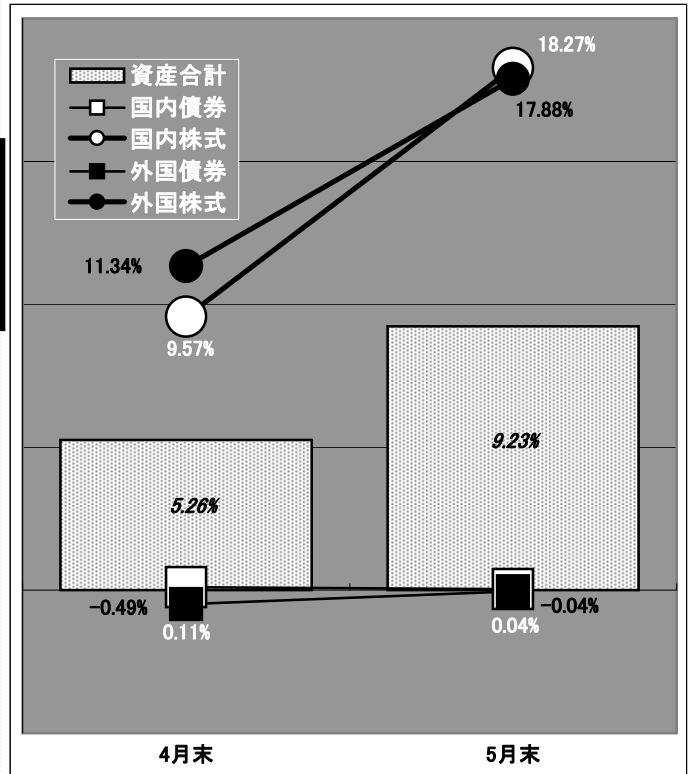
設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

| 異動区分 | 事業所名 | 異動内容(新) | 適用年月日 |
|-------|----------|---------|----------|
| 削除事業所 | 丸山産業(株) | 閉鎖 | H21.1.24 |
| 代表者変更 | 北海計量器(株) | 小沼 正三 | H21.3.30 |
| | | | |
| | | | |

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>